

2019年4月1日

## 取引先情報ご登録とマイナンバー(個人番号)収集に関するお願い

株式会社パソナ

拝啓 ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

お取引開始にあたり、報酬等のお支払やお取引先様のマイナンバー収集のため、『取引先登録申請書兼マイナンバー収集に係る個人情報提供同意書』をご記入の上、下記担当者までご提出くださいますようお願い申し上げます。

### 【マイナンバー(個人番号)収集について】

平成28年1月より運用が開始されたマイナンバー制度に基づき、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」(※)の様式が変更となり、『「支払いを受ける者」の個人番号』の記載が義務付けられました。これにともない、弊社から講師料等の報酬をお支払いいたしておりますお取引先様の個人番号の収集が必要となっております。支払調書への個人番号の記載は、法律(国税通則法、所得税法等)で定められた義務であり、個人番号を提供して頂けない場合は、弊社とのお取引に支障が生ずる恐れがありますので、お取引先の皆様には個人番号の収集について何卒ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

弊社では、マイナンバーの収集事務についてビーウィズ株式会社へ委託、収集・保管は、セコムトラストシステムズ株式会社のシステムサービスを利用いたします。このマイナンバー収集手続きの際、委託先であるビーウィズ株式会社より、お取引先様へメールもしくはご郵送にてマイナンバー登録に関するご案内をさせていただきます。このご案内のため、お取引先様の連絡先情報(住所、氏名、電話番号、メールアドレス)を委託先であるビーウィズ株式会社およびセコムトラストシステムズ株式会社へ提供させていただきます。

「マイナンバー登録のお願い」に関するご案内は、ビーウィズ株式会社よりメールで配信されますので、メールの受信が可能となりますよう、ドメイン設定等ご確認をお願いいたします。

ビーウィズ株式会社より配信されるメールのアカウントは、「[mynumber-jimukyoku@bewith.net](mailto:mynumber-jimukyoku@bewith.net)」です。

メールでのご対応が難しい場合は、郵送での対応とさせていただきますので、別途、下記担当者までお電話にてご連絡ください。

収集させていただきました個人情報、ならびにマイナンバー(個人番号)につきましては、特定個人情報として各種法令ならびに弊社規定に従って厳重に管理・保管させていただきます。また、個人番号を当該支払調書に記載する目的以外で利用することはございません。

敬具

※「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」とは、法定調書の一つであり、講師料等の報酬、料金、契約金などを支払った者は同調書を作成し所轄の税務署へ提出するよう法律で義務付けられております。

その年中のお支払金額の合計額が5万円を超えた場合に税務署へ提出します。

- ◆本件に関するお問合せ及び、『取引先登録申請書兼マイナンバー収集に係る個人情報提供同意書』のご提出先は、下記へお願い致します。

株式会社パソナ 官公庁事業部 官公庁第3チーム 担当 佐々木 浩二

電話:03-6262-5075 / E-mail : keieisha\_hosho@pasona.co.jp